

医療型障害児入所施設 加算の取得実績

※国保連平成31年3月サービス提供分

	算定要件	単位		実績/事業所数 (N=268)
重度障害児支援加算	重度の障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合	主に自閉症児	イ 165単位/日	0
			ロ 198単位/日	1
		主に肢体不自由児	ハ 198単位/日	45
		別に定める要件に合致する場合	ト 11単位/日	0
重度重複障害児加算	利用者が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有する場合		111単位/日	24
乳幼児加算	乳幼児である肢体不自由児が利用する場合		70単位/日	25
自活訓練加算	訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合、1人につき180日を限度に加算。 (支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度)	(イ)同一敷地内に自活訓練の居室がある場合	337単位/日	0
		(ロ)同一敷地内に自活訓練の居室を確保することが困難な場合	448単位/日	0
心理担当職員配置加算	指定基準に定める従業者の員数に加え、心理担当職員を配置した場合		26単位/日 (公認心理師+10単位/日)	8
福祉専門職員配置等加算	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所	10単位/日	106
		常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	7単位/日	23
		児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所	4単位/日	64
保育職員加配加算	保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している場合		20単位/日	121
地域移行加算	退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(入所中2回、退所後1回を限度)		500単位/日	1
小規模グループケア加算	障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合		障害児1人につき240単位/日	8

※1.実績は契約の入所児に限る。

※2.措置児の場合は、別途、被虐待児受入加算あり。(37,900円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数)